

2025（令和7）年度 奨学金制度

[1]本校の奨学金制度

フェリシア高等学校には、次の4種類の奨学金制度があります。（奨学金制度は変更の場合があります）
申請資格者は期日までに申請し、その後審査により奨学金受給対象者が決定されます。

	（1）特待生奨学金	（2）ファミリー奨学金	（3）家計急変奨学金	（4）家計負担軽減奨学金
対象者	推薦入学者のうち、出願時の中学校調査書の評定で9科目合計27以上、かつ主要5教科の点数が各教科2以上に該当する者	① 母親・姉・祖母のいずれかが本校の卒業生である者 ② 姉または妹が本校の在校生である者 ③ 双子が同時に入学生である者の一人分 ④ 入学者本人又は保護者がフェリシア幼稚園の卒園者である者	在校生（入学許可者を含む）のうち下記①②の両方に該当する者 ① 家計状況が急変し修学の継続が困難となった者 ② 家計急変の事由が保護者の失職・倒産・離別・死亡・家の焼失等によるものであること	下記①～③のすべてに該当する者 ① 国の就学支援金制度を申請した者 ② 生徒及び保護者等が <u>東京都に在住して</u> <u>いない者</u> ③ 保護者等の家計状況により本奨学金を希望する者
支給金額	入学年次 13万円（年額）	入学年次 3万円（年額）	家計急変の状況により、下記①②のどちらかを免除します。 ① 教育振興費及び施設・設備費の免除（月額13,150円） ② 施設・設備費の免除（月額8,150円） ※証明書類の提出が必要です。	保護者等世帯収入により、就学支援金を超える授業料までの金額を支給しますので、 授業料は実質無償となります。 ① 就学支援金118,800円受給者： → 349,200円を支給。（年額） ② 就学支援金396,000円受給者： → 72,000円を支給。（年額） 在学中の3年間支給します。
支給条件	① 特待生奨学金は、授業料以外の学納金相当額（施設・設備費、教育振興費相当額）として支給されます。 ② ファミリー奨学金は、授業料以外の学納金または学校生活に係る諸費に充当するものとして支給されます。 ③ 特待生奨学金・ファミリー奨学金は入学年次のみ支給されます。 ④ 特待生奨学金・ファミリー奨学金のどちらも対象となる場合、特待生奨学金のみ支給します。 ⑤ 品行方正で学校生活に前向きな姿勢が認められる者に支給されます。		① 申請日の属する月より免除を適用します。 ② 減免対象期間において、既に学納金が納付されている場合にはその減免額を返還します。 ③ 事由の発生のみで、家計状況に関係しない場合には対象外となります。 ④ 入学年次に、特待生奨学金の対象となったものは、本奨学金の対象にはなりません。	① 期日までに保護者または本人から申請が必要です。（年度ごとの申請が必要） ② 本奨学金は、東京都以外の在住者に対して授業料等の負担を軽減するために一括で支給します。 ③ 東京都内外へ転出入等の場合、転出者は転出翌月より、転入者は転入前月まで対象となり、対象月の金額を支給します。

[2]その他の奨学金制度のご案内

- （1）東京都在住者には、年収等の条件を満たした生徒に対し、東京都私学財団による育英資金奨学金制度があります。（貸付・年額42万円）
 - （2）神奈川県在住者には、年収等の条件を満たした生徒に対し、神奈川県教育委員会による奨学金制度があります。（貸付・最大年額60万円）
 - （3）保護者が死亡または重度障がいの生徒に対して、各種奨学金制度があります。
- 以上の他にも各種奨学金制度があります。

[3]東京都私立学校等授業料軽減助成金制度

生徒及び保護者が東京都に在住している方で条件を満たしている場合、授業料の一部が助成されます。（国の就学支援金と合わせて授業料は実質無償となります）